

1 令和3年第6回稲城市農業委員会総会を招集する。

2日 時 令和3年6月10日(木)
開議 午後3時00分
閉議 午後3時50分

3会 場 地域振興プラザ 4階 大会議室

4出席委員

1番 松本 信之	2番 塩野 清隆	3番 馬場 実
4番 伊勢川 岩根	5番 佐脇 博吏	6番 鈴木 明弘
7番 高野 進	8番 小池 喜一郎	9番 大塚 謙一
10番 中山 賢二	11番 高橋 昌司	12番 笹久保 橋寿

5欠席委員

6事務局

局長	関 口 美 鈴
係長	松 村 孝 幸
書記	原 島 啓 太

7議題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第10号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (3) 第11号議案 特定農地貸付け承認申請について
- (4) 第17号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (5) 第18号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (6) 第19号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について
- (7) 第20号報告 証明書の発行について

議長 本日は、全員出席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和3年第6回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、4番 伊勢川 岩根君、5番 佐脇博吏君を指名いたします。次に日程2、第10号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する)

なお、受付番号182号につきましては、令和3年5月20日に地元委員の笹久保委員と、受付番号183号につきましては、同じく5月20日に地元委員の高橋委員と現地確認を行っております。

議長 それでは受付番号182号について笹久保委員、受付番号183号については高橋委員より説明願います。

笹久保委員 12番委員の笹久保です。受付番号182号については、令和3年5月20日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。以上です。

議長 はい。続いて高橋委員

高橋委員 11 番委員の高橋です。受付番号 183 号については、令和 3 年 5 月 20 日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。以上です。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。質疑のある方。

議 長 よろしいですか？質疑がありませんので、採決いたします。

議 長 第 10 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者証明について承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 10 号議案については承認されました。次に日程 3、第 11 号議案 特定農地貸付け承認申請について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号 2 号については、令和 3 年 5 月 26 日に地元委員の小池委員と現地確認をおこなっております。

議 長 それでは受付番号 2 号について小池委員より説明願います。

小池委員 8 番委員の小池でございます。受付番号 2 号については今報告がありましたように 5 月 26 日に事務局と現地確認を行った結果、特定農地貸付け承認を出して問題のない土地であることを確認しております。まず、肝心なことは、重機で整地しているものですから、写真でもありますが

塊っていうんですかね、畑にするにはシャベルでほぐしてやしないと作物が出来ないんじゃないかなという感じもしました。大分戸建て住宅も建っていて、反対側も家はまだですが地下車庫は出来ていて、間違いなく家が建つなという場所の一面なのもんで、需要は結構あるんじゃないかなという感じがしました。報告になります。

議長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。質疑のある方どなたかいらっしゃいませんか？

馬場委員 区画整理あとの土地ですよ。終わったばかりだよ。例えば貸さないで自分で作付けするっていう時に、絶対に物は出来ませんよね？自分で区画整理のあとを経験しているので、本当にダメなんです。こういうところを貸してもいいのかな。出来なくてガッカリすると思うよ。

小池委員 写真の下の段は映ってはいないんですが、ご本人がカボチャだったかな、植付をしているんですよ。耕作をして収穫を得るっていうのは簡単ではないかもしれないですけど、立地条件はすごくいいところですね。

議長 堆肥とか入れれば何とかなるのかな？

馬場委員 まず無理ですね。平尾でもまだなので。

中山委員 小田良がそうだから。

馬場委員 平尾がダメで、次が小田良でやってダメ。見た目良くても全然育たない。

中山委員　　やっぱり土が出来ていないから。そこを1区画いくらっってお金を取って貸すのは、借りた方が作物が出来ないんだから怒ると思うよ。農業委員会が承認したとなると問題が生じたとき困るよ。

松本委員　　私もこの近くに持っているんですね。生産緑地を取っているんだけど、栗を植えたんですよ。1年経つけど草1本も生えない。そんな土地なんですよ。やっぱりそこは本人が堆肥を入れるとかしてから貸すべきだよね。

馬場委員　　堆肥いれてからもすぐは出来ないんですよ。少し慣らしてからじゃないと。写真で見るかぎりでもかなり粗いので、ちょっとな。

佐脇委員　　水はどうなってるの？

事務局　　ご本人が水を取れるようにするとは聞いております。

議　　長　　生産緑地なだけ？納税猶予は取ってる？

事務局　　納税猶予はとっていないです。

馬場委員　　実際作ってみないと分からないけど、普通に区画整理をやって、普通に泥を持ってきてもらったら、たぶん平尾や小田良と同じなんだろうな。特別もともとの畑の泥をとっておいて入れたわけではないので、堆肥を入れてしっかり準備をして、試しに自分で作ってこれなら出来るってなってからじゃないと、よろしくないんじゃないかな。

議　　長　　どうしますかね？事務局のほうで本人に説明して確認してもらっていいかな。

事務局 分かりました。今回の意見をご本人に伝えて、どう対応するか確認して次回総会で改めて議案提出なり報告をいたします。

議長 次に日程4、第17号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程5、第18号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。質疑のある方お願いします。

議長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程6、第19号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程7、第20号報告 証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和3年第6回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時50分閉会)